

情報通信基盤の整備推進等に関する提言

すべての国民がＩＣＴを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、地上デジタルテレビ放送を安定的に視聴できるよう、国は、次の事項について適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 光ファイバ網については、重要な社会インフラであることから、未整備地域の整備が促進されるよう新たな支援措置を講じること。

また、情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤については、維持管理や更新に対し、財政措置を講じるとともに、通信事業者への譲渡を進められるよう要件の緩和を図ること。

2. 地上デジタルテレビ放送移行により必要となった辺地共聴施設等については、維持管理や更新等に対し財政措置を講じるとともに、電柱共架料の負担軽減措置を講じること。

3. 災害情報等の情報収集に不可欠な携帯電話については、中山間地域等における不感地域の早期解消を図ること。